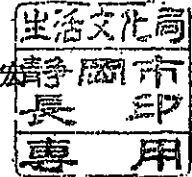


静岡市告示第712号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成25年12月13日

静岡市長 田 辺 信 宏



1 清水区由比寺尾字藤屋原に編入する区域

清水区由比寺尾字上ノ屋敷 584 番、585 番、586 番 1 から 586 番 3 まで、587 番 1 から 587 番 3 まで、590 番 1、591 番、592 番 1 から 592 番 3 まで、593 番から 596 番まで、字上ノ久保 614 番 1 から 614 番 3 まで、616 番、635 番、636 番 1、636 番 2、637 番 1 から 637 番 3 まで、字高山 746 番 1、746 番 4 から 746 番 6 まで、748 番から 751 番まで、752 番 1、752 番 2、753 番、755 番から 760 番まで、761 番 1 から 761 番 10 まで、764 番、765 番 1 から 765 番 4 まで、766 番 1 から 766 番 3 まで、767 番から 772 番まで、773 番 1 から 773 番 4 まで、773 番 6 から 773 番 8 まで、776 番 1 から 776 番 4 まで、777 番 1、777 番 2、778 番 1 から 778 番 6 まで、778 番 10 から 778 番 16 まで、779 番 1 から 779 番 5 まで、780 番、782 番 2、782 番 3、784 番 2、785 番、786 番 2、字出口 911 番、912 番、913 番 1 から 913 番 3 まで、914 番から 918 番まで、930 番、931 番 1、931 番 2、932 番、933 番、934 番 1、934 番 2、935 番、936 番、937 番 1、937 番 2、938 番から 941 番まで、942 番 1、942 番 2、943 番、944 番、字大ダワ 954 番 1、955 番 1、955 番 2、956 番、957 番、959 番 2、964 番及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

上記地番は、平成 25 年 9 月 11 日現在の登記簿による。